

議 第 8 号 議 案

児童扶養手当の拡充を求める意見書の提出について

児童扶養手当の拡充を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成28年6月14日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者 富士見市議会議員 小 川 匠

賛成者 同 根 岸 操

同 加 藤 久美子

提 案 理 由

児童扶養手当の拡充を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

児童扶養手当の拡充を求める意見書

子どもの貧困が大きな社会問題になっている。内閣府の『平成27年度版子供・若者白書』によると、子どもの相対的貧困率は1990年代半ば頃から概ね上昇傾向にあり、2012年には16.3%と、子どもの6人に1人が貧困状態におかれている。なかでも、母子家庭など大人が1人の世帯の相対的貧困率は54.6%にのぼり、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっている。母子世帯の親たちの就業率は80%を超えているものの、ほとんどがパートなど非正規労働者で占められ、生活に不安を抱えているのが実情である。子どもを抱えたひとり親が、安心して子育てと生活できる収入を得て、安定して暮らせる労働・保育環境を整えるためには、ひとり親家庭の暮らしを支える児童扶養手当の拡充が切実に求められている。

こうしたなか、政府は先の通常国会に、児童扶養手当の支給額を見直し、第2子の加算額を月額5千円から最大1万円に、第3子以降を月額3千円から最大6千円にそれぞれ拡充するなどの法改正を提案し、可決・成立したところである。しかし、子どもたちがどのような環境に生まれてもその生活や学習が保障され、未来に希望のもてる社会にするためには、児童扶養手当のいっそうの拡充が求められている。

よって、富士見市議会は政府に対し、児童扶養手当制度について下記の改善を早急に図るよう強く要望する。

記

1. 支給対象を20歳未満で大学生・専門学校の生徒等に拡大する。
2. 多子加算額については所得制限を設けず、第2子以降すべて1万円に増額する。
3. 年3回の支払いを毎月払いに改善する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年 月 日

富士見市議会

内閣総理大臣 安倍 晋 三 様
厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 様